輸出統計品目表第九〇・〇七項中

「			—撮影機		
	9007.11	000	——幅が16ミリメートル未満のフィルム又はダブル８ミリメートルフィルムを使用するもの	NO KG	を
	9007.19	000	——その他のもの	NO KG	」
「	9007.10	000	—撮影機	NO KG	」に

改める。

輸出統計品目表第九〇・〇八項を次のように改める。

90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
9008.50	000	—投影機、引伸機及び縮小機	NO KG	
9008.90	000	—部分品及び附属品	KG	

輸出統計品目表第九一・〇九項を次のように改める。

91.09		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		
9109.10	000	—電気式のもの	NO KG	
9109.90	000	—その他のもの	NO KG	

輸出統計品目表第九一・一四・一二〇号を削る。

輸出統計品目表第九二・〇五項を次のように改める。

92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）		
9205.10	000	—金管楽器	NO KG	
9205.90	000	—その他のもの	NO KG	

輸出統計品目表第九三・〇一項中

「	93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）		
			—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）		
	9301.11	000	——自走式のもの	NO KG	を
	9301.19	000	——その他のもの	NO KG	」
「	93.01		軍用の武器（拳銃及び第93.07項の武器を除く。）		
	9301.10	000	—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO KG	」に

改める。

輸出統計品目表第九三・〇五項中

「			—第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		
	9305.21	000	——散弾銃の銃身	KG	を
	9305.29	000	——その他のもの	KG	」
「	9305.20	000	—第93.03項の散弾銃又はライフルのもの	KG	」に

改める。

輸出統計品目表第九四類の注一(g)中「から第85.21項まで」を「若しくは第85.21項」に改め、同注２(a)中「棚付き家具」の下に「（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）」を加える。

輸出統計品目表第九五類の注一(m)中「並びに無線遠隔制御機器（第85.26項参照）」を「、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第85.23項参照）、無線遠隔制御機器（第85.26項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照）」に改める。

輸出統計品目表第九五類に号注として次のように加える。

号注
１　第9504.50号には、次の物品を含む。
(a)　ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）
(b)　ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。

輸出統計品目表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・一二〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の１号を加える。

9504.50		—ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）		
	100	——テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	KG	
		——その他のもの		
	910	———電子式ゲーム用具（電池内蔵式のもの）	NO KG	
	990	———その他のもの	NO KG	

輸出統計品目表第九五〇四・九〇号を次のように改める。

9504.90	000	—その他のもの	NO KG	

輸出統計品目表第九六・〇八項中

「			—万年筆その他のペン		
	9608.31	000	——製図用のペン（墨汁を使用するものに限る。）	NO	を
	9608.39	000	——その他のもの	NO	」
「	9608.30	000	—万年筆その他のペン	NO	」に

改める。

輸出統計品目表第九六・一八項の次に次の１項を加える。

96.19				
9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG

輸入統計品目表第１類の注一(a)中「又は第03.07項」を「、第03.07項又は第03.08項」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

輸入統計品目表第１類の備考一中「第0102.10号」を「第01.02項」に改める。

輸入統計品目表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		
		—馬		
0101.21		——純粋種の繁殖用のもの		
	100	———サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が関税定率法施行令（以下この類において「政令」という。）で定めるところにより証明されたもの		NO